

議案第108号

春日部市児童館条例の一部改正について

春日部市児童館条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

春日部市庄和第二児童館の閉館等に伴い、名称及び位置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市児童館条例の一部を改正する条例

春日部市児童館条例（平成17年条例第95号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市庄和第一児童館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市西金野井260番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第9条 <u>児童館</u>の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 <u>児童館</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>3 市長は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>	名称	位置	春日部市庄和第一児童館	春日部市西金野井260番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市庄和第一児童館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市西金野井260番地</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市庄和第二児童館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市東中野1318番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第9条 <u>春日部市児童センター</u>の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>2 春日部市庄和第一児童館及び庄和第二児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 <u>春日部市児童センター</u>の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>3 春日部市庄和第一児童館及び庄和第二児童館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 祝日法による休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>4 市長は、<u>前3項</u>の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>	名称	位置	春日部市庄和第一児童館	春日部市西金野井260番地	春日部市庄和第二児童館	春日部市東中野1318番地2
名称	位置										
春日部市庄和第一児童館	春日部市西金野井260番地										
名称	位置										
春日部市庄和第一児童館	春日部市西金野井260番地										
春日部市庄和第二児童館	春日部市東中野1318番地2										

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。